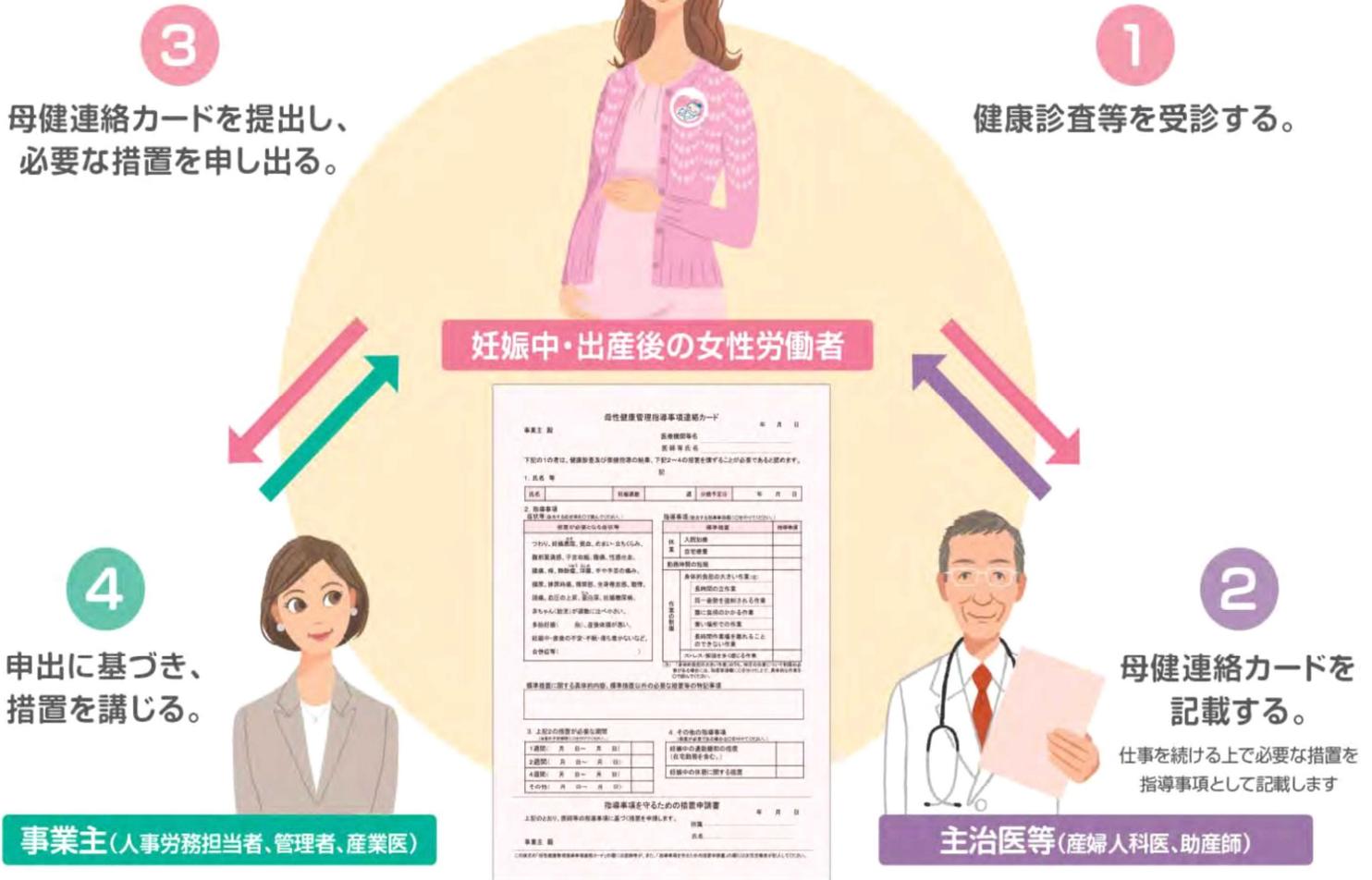


働く妊産婦の皆さまへ

母性健康管理指導事項連絡カード のご案内



妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が、主治医や助産師から、妊娠中の通勤緩和、休憩時間の延長、つわりやむくみなどの症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業などの指導を受けた場合には、指導事項を的確に伝えるため**母健連絡カード**を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

母健連絡カードは、厚生労働省ホームページや「働く女性の心とからだの応援サイト」からダウンロードできます。

また、ほとんどの母子健康手帳にも様式が記載されています。

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「働く女性の心とからだの応援サイト」

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>



▶▶母性健康管理措置とは

●男女雇用機会均等法（以下、「均等法」）により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

母性健康管理措置には、次のような措置があります。

- 妊娠中の通勤緩和
- 妊娠中の休憩に関する措置
- 妊娠中または出産後の症状等に関する措置（作業の制限、勤務時間の短縮、休業等）

※なお、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等を、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

▶▶母性健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）とは

●事業主が、上記の母性健康管理措置を適切に講じるために、指導事項の内容が事業主に的確に伝達され、講ずべき措置の内容が明確にされることが最も大切です。このため、均等法に基づく指針で、母性健康管理指導事項連絡カードの様式が定められています。

不利益な取扱いやハラスメントは許されません！

妊娠、出産、産前産後休業、育児休業等を理由に「解雇」、「パートへの契約変更の強要」、「雇止め」など不利益な取扱いを行うことは「違法」です。

また、職場における妊娠、出産、産前産後休業、育児休業等に関するハラスメントの防止措置を講じることが事業主に義務づけられています。



紛争解決援助制度（労働局長による紛争解決援助）※他に「調停」という制度もあります

埼玉労働局雇用環境・均等部では、労働者と事業主の間の均等法等に関するトラブルが生じた場合、当事者の一方又は双方の申出により、トラブルの早期解決のための援助を行っています。



《紛争解決援助による解決事例》

- ・母健措置による病気休職が3か月となり休職期間満了により自然退職となると言われたが、引き続き就業したい、として援助の申立。
- ・援助の結果、引き続き働くことができるようになり、産前休業を取得することとなったため、援助終了。

母性健康管理措置を講じてもらえない等上記にかかるご相談は、以下へお願いします。

埼玉労働局 雇用環境・均等部 指導課

電話：048(600)6269

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2
ランド・アクシス・タワー16階

育児休業のご相談もこちらへ
パパも育児休業を取り
やすくなっています！

詳しくはHPをご覧ください

